

港湾法第56条の4第2項前段の規定に基づき、平成30年2月22日に除去し保管した船舶を返還するので、所有権等の権原を有する者は、平成30年9月20日までに下記へ申し出るよう、同法第56条の4第4項に基づき公告する。

なお、港湾管理者が保管する船舶を返還する時は、当該船舶を除去するのに要した費用を所有権等の権原を有する者から徴収する。

おって、関係図書は静岡県熱海土木事務所において閲覧に供する。

平成30年3月20日

伊東港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 申出先 静岡県熱海市水口町13番15号  
静岡県熱海土木事務所 用地管理課（電話番号0557-82-9167）
- 2 保管した船舶  
別表のとおり
- 3 船舶の保管場所  
伊東港 東防波堤
- 4 船舶の保管期間  
平成30年9月20日まで

別表

整理 番号	所在場所	船舶等の 種類	材質	長さ	幅	色		船の向き	廃船 番号
						内	外		
1	東防波堤	漁船	F R P	12.74m	2.8m	白	白	上向き	不詳